

○国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則

〔平成18年4月1日
規則第84号〕

改正 平成19.10.5 19規則76 平成27.1.15 26規則140
平成28.1.21 27規則42 令和4.3.17 3規則45

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議規則第3条第2項の規定に基づき、学長候補者の選考方法、学長の任期及び学長の業績評価に関し、必要な事項を定める。

(選考)

第2条 学長候補者の選考は、学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）が行う。

2 前項の選考は、学長候補者として推薦された者（以下「一次候補者」という。）であって、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、別に定める選考基準により行うものとする。

(選考の時期)

第3条 学長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号の場合は、任期満了の3ヶ月前までに、第2号、第3号又は第4号の場合は、速やかに行うものとする。

(一次候補者の推薦)

第4条 選考・監察会議は、広く一次候補者の推薦を求める。ただし、自薦は認めない。

2 選考・監察会議は、一次候補者の推薦に係る推薦期間及びその他必要な事項を定め、これを学内に公示する。

3 選考・監察会議委員が一次候補者として推薦された場合には、その選出母体となる経営協議会又は教育研究評議会があらかじめ指名した者に委員を交替することができる。

(学長候補者の決定)

第5条 選考・監察会議は、選考基準に照らして学長候補者を決定する。

2 前項により学長候補者を決定する際には、当該候補者の就任の意思を確認する

ものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、必要と判断する場合には学長候補者の決定の際の参考とするため、一次候補者の面接審査若しくは学内の教職員からの意向聴取のいずれか一方又は両方を実施することができるものとする。

(任期)

第6条 学長の任期は6年とする。

- 2 学長は、再任されることができない。

(業務執行状況の確認及び業績評価)

第7条 学長の業務執行状況の確認及び業績評価は、選考基準に照らした業務執行状況に関する書面確認、ヒアリングの実施等により行う。

- 2 前項の書面確認は、本学の自己点検・評価の結果及び国立大学法人評価委員会の業務実績評価の結果並びに監事の監査結果等を参考にして行う。

(選考の理由及び過程の公表)

第8条 学長の選考を行ったときは、その選考の理由及び過程を公表するものとする。

(庶務)

第9条 学長選考・監察に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察の実施に関し必要な事項は、選考・監察会議において別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.10. 5 19規則76)

この規則は、平成19年10月5日から施行する。

附 則 (平成27. 1.15 26規則140)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 1.21 27規則42)

- 1 この規則は、平成28年1月21日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に学長である者は、第6条第1項の規定にかかわらず、その任期は4年とする。
- 3 この規則施行の際現に学長である者は、第6条第2項の規定にかかわらず、1回に限り再任されることが出来る。この場合において、当該学長の任期は、同条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則 (令和4. 3.17 3規則45)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。